第六条第一項の表(一)項イ中(エ)を削り、同項ウ中

手を用いて胸骨をくり返し圧迫することにより心マッサージを行う。

を

(ア)　手を用いて胸骨をくり返し圧迫することにより心マッサージを行う。
(イ)　自動式心マッサージ器を用いて心マッサージを行う。

に改め、同表(二)項及び(三)項中「ほう帯」を「包帯」に改め、同表(七)項を次のように改める。

(八)　その他	ア　傷病者の生命の維持又は症状の悪化の防止に必要と認められる処置を行う。 イ　在宅療法継続中の傷病者の搬送時に、継続されている療法を維持するために必要な処置を行う。

第六条第一項の表中、(六)項を(七)項とし、(五)項を(六)項とし、(四)項の次に次のように加える。

(五)　血圧の保持に関する処置及び骨折に対する処置	ショック・パンツを使用して血圧の保持と骨折肢の固定を行う。

第六条第二項を次のように改める。

2　准救急隊員は、前条第二項及び第三項の観察等の結果に基づき、傷病者の症状に応じて、次の表の上欄に掲げる事項について下欄に掲げるところに従い応急処置を行うものとする。

区分	方法
(一)　意識、呼吸、循環の障害に対する処置	ア　気道確保	(ア)　口腔内の清拭 直接手指又は手指にガーゼを巻き、異物を口角部からかき出す。 (イ)　口腔内の吸引 口腔内にある血液や粘液等を吸引器を用いて吸引し除去する。 (ウ)　咽頭異物の除去 背部叩打法又はハイムリック法により咽頭異物を除去する。 (エ)　頭部後屈法又は下顎挙上法による気道確保 頭部後屈法又は下顎挙上法で気道を確保する。
	イ　人工呼吸	(ア)　呼気吹き込み法による人工呼吸 次の方法により直接傷病者の口や鼻から呼気を吹き込む。 a　口対口による人工呼吸 b　口対鼻による人工呼吸 c　口対ポケットマスクによる人工呼吸 (イ)　手動式人工呼吸器（マスクバッグ人工呼吸器）による人工呼吸 手動式人工呼吸器を用いて人工呼吸を行う。
	ウ　胸骨圧迫心マッサージ	手を用いて胸骨をくり返し圧迫することにより心マッサージを行う。
	エ　除細動	自動体外式除細動器による除細動を行う。
	オ　酸素吸入	救急隊員と連携して、加湿流量計付酸素吸入装置その他の酸素吸入器による酸素吸入を行う。
(二)　外出血の止血に関する処置	ア　出血部の直接圧迫による止血	出血部を手指又は包帯を用いて直接圧迫して止血する。
	イ　間接圧迫による止血	出血部より中枢側を手指又は止血帯により圧迫して止血する。
(三)　創傷に対する処置		創傷をガーゼ等で被覆し包帯をする。
(四)　骨折に対する処置		副子を用いて骨折部分を固定する。
(五)　体位		傷病者の症状や創傷部の保護等に適した体位をとる。
(六)　保温		毛布等により保温する。
(七)　その他		傷病者の生命の維持又は症状の悪化の防止に必要と認められる処置を行う。

第六条第三項及び第七条中「救急隊員」を「隊員」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　消防法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第四号。この項において「改正令」という。）の施行の日前に改正令による改正前の消防法施行規則（この項において「旧令」という。）第五十一条に規定する講習を修了した者及び旧令第五十一条の二第二号の規定により消防庁長官が認定した者については、この告示による改正後の救急隊員及び准救急隊員の応急処置等の基準第五条及び第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○消防庁告示第三号

昭和五十七年消防庁告示第一号（救急業務に関する講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有する者を定める件）は、平成二十九年三月三十一日限り廃止する。

平成二十九年二月八日　　消防庁長官　青木　信之

○消防庁告示第四号

消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月八日　　消防庁長官　青木　信之

第二条第七号中「第二条第八号」を「第二条第八項」に改め、同条第十号中「第二条第九号」を「第二条第九項」に、「消防吏員」を「消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第五項に規定する消防吏員（以下「救急隊員」という。）の一隊又は救急隊員及び同条第六項に規定する消防職員（第二十八条において「准救急隊員」という。）」に改める。

第六条中「（昭和三十六年政令第三十七号）」を削る。